

指導事例ごとの根拠条項

【凡例（法令等略称）】

略称	正式名称
居宅支援条例	八王子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第58号）
居宅支援施行要領	八王子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例施行要領
厚告第20号	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第20号）
厚労告第95号	厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）
老企第22号	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）
老企第36号	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）
生活保護法施行規則	生活保護法施行規則(昭和25年5月20日厚生省令第21号)

【根拠条項】

目次	区分	ページ数	指導テーマ	指導内容	根拠条項
第2章. 介護サービス事業に関する留意事項（検査結果等）について	2-2 令和3年度条例改正に伴う注意点	23	① 契約時の説明	<p>指定居宅介護支援の提供の開始に際し、</p> <p>○前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合</p> <p>○前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに、同一の事業者によって提供されたものが占める割合</p> <p>について、文書を交付して説明しなければならない。</p>	<p>（運営に関する基準） 居宅支援条例第10条第2項</p> <p>（運営基準減算） 厚告第20条別表イの注3、厚労告第95号第八十二号、老企第36号第三の6の(1)</p>
			② ハラスメント対策	適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動（セクシャルハラスメント）又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの（パワーハラスメント）により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	居宅支援条例第9条第4項
			③ 第三者評価の実施状況の揭示について	指定居宅介護支援事業者は、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価機関の開示状況）等の重要事項について、事業所の見やすい場所に掲示するか関係者が自由に閲覧できる形で備えなければならない。	居宅支援条例第24条、老企第22号第二の3の(17)の①
2-3 文書指図書例		26	ア 内容及び手続の説明及び同意（契約時の説明）	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、居宅サービス計画の作成にあたって利用者は複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めるとことや、居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることにつき文書を交付して説明を行い、理解を得なければならない。	居宅支援条例第10条第2項、居宅支援施行要領第三の3の(4)
			イ 運営基準減算（契約時の説明）	<p>・居宅介護支援の業務が適切に行われない場合、運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定する。また、運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない。</p> <p>・提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、複数の事業者等の紹介を求めるとことや、事業者等の選定理由の説明を求めるとことが可能であることについて、文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。</p>	厚告第20条別表イの注3、厚労告第95号第八十二号、老企第36号第三の6の(1)

目次	区分	ページ数	指導テーマ	指導内容	根拠条項
第2章. 介護サービス事業に関する留意事項（検査結果等）について	2-3 文書指導事例	28	具体的取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者が自立した日常生活を支援する上での課題の把握（以下「アセスメント」という。）を行うこと。 ・サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めること。やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。 ・利用者が医療サービス（訪問看護、通所リハビリテーションなど）を希望している場合には、当該利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。その場合、居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。 	（アセスメント） 居宅支援条例第20条第4号・第6号、居宅支援施行要領第三の3の(11)の⑤・⑦ （サービス担当者会議） 居宅支援条例第20条第8号、居宅支援施行要領第三の3の(11)の⑨ （主治の医師等の意見等） 居宅支援条例第20条第18号・第18号の2・第19号、居宅支援施行要領第三の3の(11)の⑩
			秘密保持	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。 	居宅支援条例第25条第3項、居宅支援施行要領第三の3の(15)の③
	2-4 口頭指導事例	30	重要事項説明書（内容及び手続きの説明及び同意）について	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供の開始に際し、重要事項説明書を交付して説明を行い、文書により同意を得ること。 ・重要事項説明書には、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる事項（秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制及び手順、第三者評価の実施状況等）を記載すること。 	居宅支援条例第10条第1項、居宅支援施行要領第三の3の(4)
第3章. 指定介護機関に関する留意事項（検査結果等）について	3-1 文書指導事例	32	「生活保護法指定（介）」の標示（指定介護機関）	<ul style="list-style-type: none"> 指定介護機関は、様式第三号（生活保護法施行規則第13条）の標示を、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。この表示の規格は、縦125ミリメートル、横55ミリメートル程度とする。 	生活保護法施行規則第13条、生活保護法施行規則様式第三号（第13条関係）